

丹波市生涯学習基本計画

平成 27 年 4 月

丹 波 市



は じ め に

『たんばにひろげる まなびの輪』

～豊かな資源を活かした生涯学習環境づくり～

「人かがやいて10年 夢きらめいて未来」

これまで10年間の市民の輝きと、新たな気持ちと元気あふれる笑顔で、未来に向けた夢がきらめく丹波市に飛躍していこうという思いを込め、市制10周年を迎えた昨年にも本旨が制定したキャッチフレーズです。本市は、昨年8月の豪雨災害により甚大な被害を受けましたが、地域の皆様の力強い活動と全国から駆けつけていただいた方々に支えられ、「心 つなぐ」を復興の合言葉として新たな10年へ向けた道筋を描き、明日につながる未来づくりに取り組むことが、丹波市の輝かしい未来の創造につながるものと確信しております。

さて、成長社会から本格的な成熟社会を迎え、これからのまちづくりは、複雑な地域課題や多様なニーズに対応していくことが求められます。そのためには、地域社会を構成する一人ひとりの個性や多様性が尊重され、地域の担い手としてその力が発揮されることが重要です。平成24年度に施行いたしました「丹波市自治基本条例」には、『参画と協働』を柱に丹波市のまちづくりを進めることと規定しています。また、市民の生涯学習権を保障し、市はそのための生涯学習計画を策定することを義務づけています。

今回策定した『丹波市生涯学習基本計画』では、“たんばにひろげる まなびの輪”を基本理念に、これまで展開してきた市民の生涯学習活動や地域づくり活動への支援の成果、課題を踏まえ、市民が住みやすいまちづくりの担い手として、主体的に学び、学んだ成果をまちづくりの実践に生かし、さらに実践の中から生じた新たな課題へと挑戦し学ぶ“知識循環型生涯学習”の実現に向けた施策の展開と体制の構築を、市民や様々な団体等と協働して推進してまいります。

最後に本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました丹波市生涯学習基本計画策定審議会の皆様をはじめ、パブリックコメントでご意見をお寄せいただきました方々に心からお礼申し上げます。

平成27年4月

丹波市長

辻 重五郎

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 生涯学習とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 計画の構成と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5. 計画を貫く考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 本市の生涯学習の現状と課題

1. 生涯学習に関する市民意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2. 今後の生涯学習における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第3章 基本構想

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第4章 計画の推進

- 基本目標1 まなび人を増やそう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 基本目標2 まなび力を育てよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 基本目標3 まなび里をつくろう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

第5章 計画の推進体制と進捗管理

1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
2. 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

参考資料

1. 丹波市生涯学習基本計画策定までの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
2. 丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
3. 丹波市生涯学習基本計画審議会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
4. 教育基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
5. 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律・・・・・・・・・・・・・36
6. 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律施行令・・・・・・・41
7. 丹波市自治基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
8. 生涯学習推進への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

第1章 計画の策定にあたって

1. 生涯学習とは

「生涯学習」とは、人が生涯にわたって、いつでも、どこでも、自由に行う学習活動のことです。学校教育* や社会教育* などに限らず、スポーツ・文化活動・趣味・ボランティア活動・職場などで、自らの意思で行う学習活動のことをいいます。

平成18年12月に改正された教育基本法第3条では、生涯学習の理念を「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定しています。

* 学校教育・・・「学校教育法」に基づいた学校の教育課程として行われる教育活動

* 社会教育・・・学校教育を除き、主に青少年や成人に対して行われる組織的な教育活動（体育やレクリエーション活動を含む）

2. 計画策定の趣旨

本市を取り巻く社会は、高度に発達する科学技術、溢れる情報、さらに進む少子高齢化、政治・経済のグローバル化など、大きく変化を続けています。核家族化や地域とのつながりが希薄化し、家庭や地域の中で学ぶ機会の減少も大きな変化の一つです。人の生き方や価値観は多様化し、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさも求められるなど、多様なニーズや複雑な地域課題も生まれています。

こうした社会の変化や課題に対応していくためには、地域社会を構成する一人ひとりの個性や多様性が尊重され、市民が地域の担い手として力を発揮することが必要です。

丹波市自治基本条例第21条では、「市民は、豊かな人間性を育み、生活の充実や技能の向上などを図るとともに、市政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、生涯を通じて様々な学習を行う権利を持っている」と規定しています。また、「市長等は、市民の学習の機会の確保と自主的な学習活動の支援に努める」こと、「学習権を保障するために生涯学習計画を策定する」ことを義務づけています。

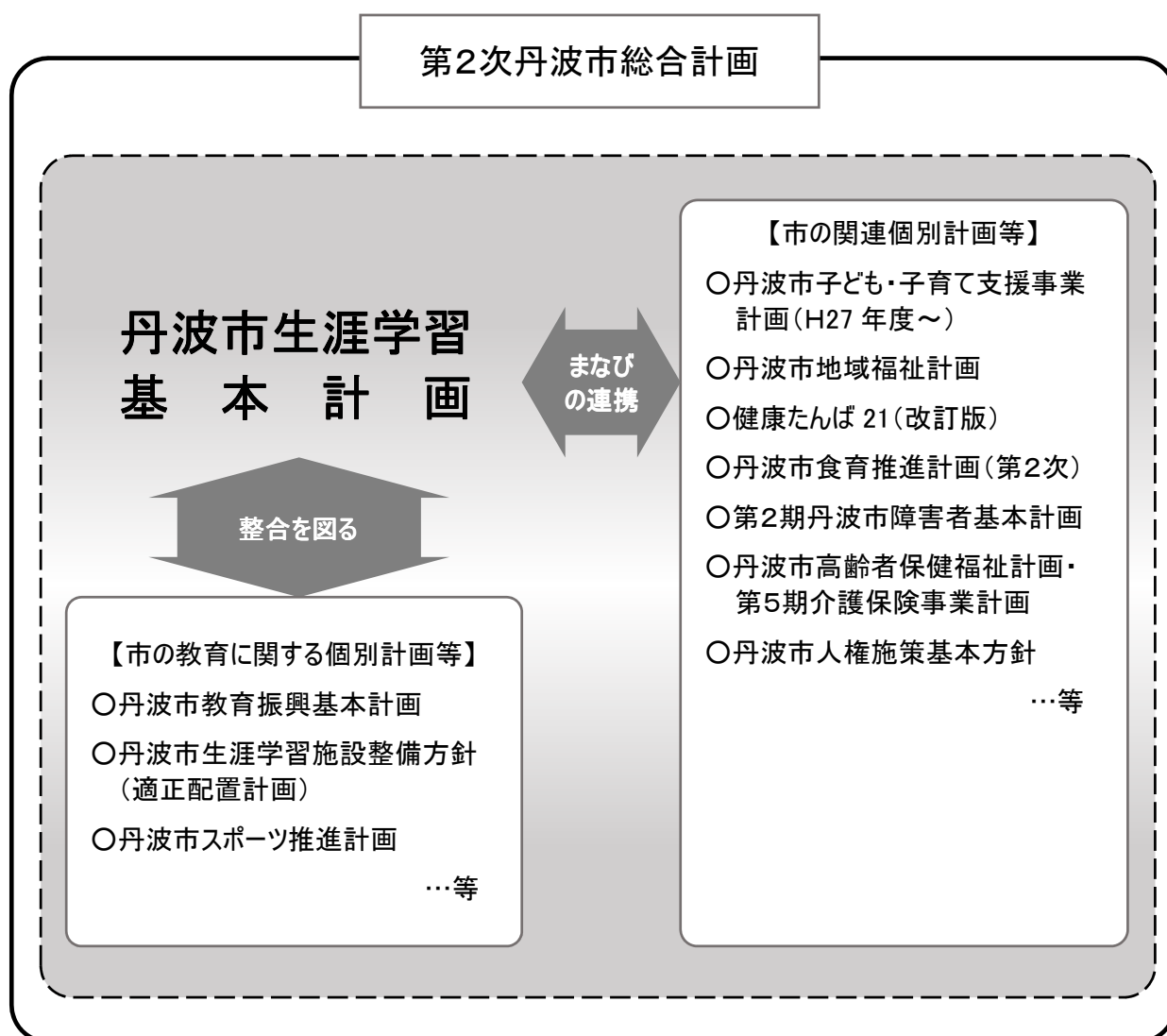
健康で、生きがいを感じ、自己実現を図りながら、住みやすい地域を創造しようとする市民にとって学びはとても重要な営みです。

本市では、これまでの学習活動や地域づくり活動の成果と課題を踏まえ、市民が主体的に学び、学んだ成果をまちづくりの実践に生かし、実践の中から生じた新たな課題へと挑戦する“知識循環型生涯学習”のあり方や施策を体系的に位置づけた「丹波市生涯学習基本計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、国や県などの生涯学習に対する考え方を踏まえ、市民の学びの視点に基づいた取り組みを推進する指針となる基本計画です。丹波市自治基本条例に基づく計画として、市の最上位計画である第2次丹波市総合計画との整合性を図り、生涯学習を通じて市の将来像の実現をめざします。

なお、本計画に示す取り組みはあらゆる分野に関わることから、教育の方向性や目標を明らかにした教育振興基本計画やその他の教育に関する個別計画と整合性を図るほか、各部局の個別計画を総合的に勘案した、本市のめざす生涯学習推進のための取り組みとなっています。

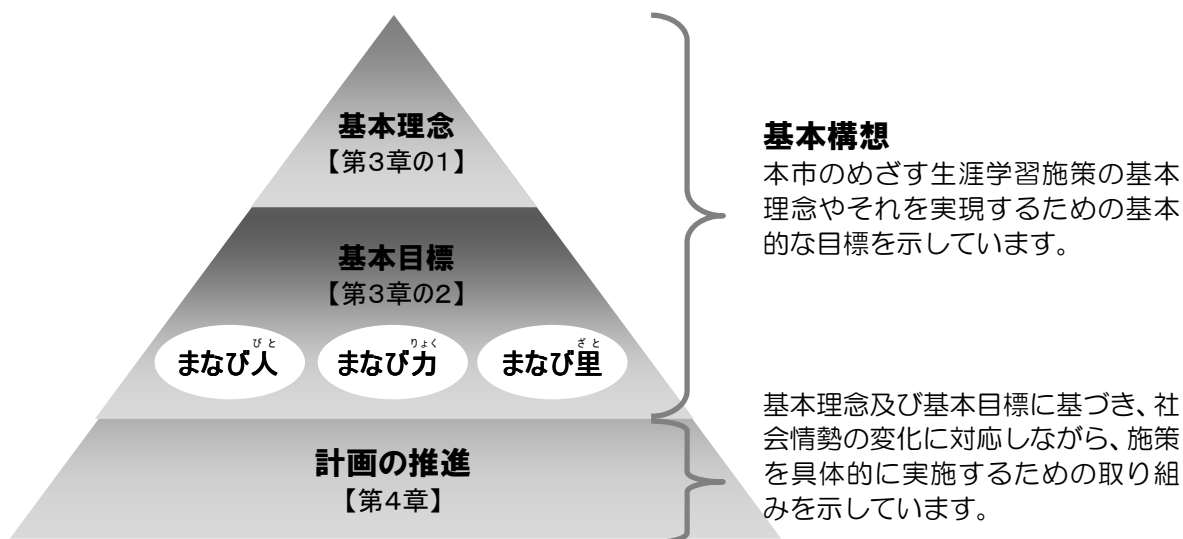


4. 計画の構成と期間

本計画は、基本理念と基本目標を示す「基本構想」と、具体的な取り組みを示す「計画の推進」から構成されています。

計画の期間は、基本構想を平成27年度から36年度までの10年間とし、計画の推進については、前期5年間（平成27年度から31年度）とします。計画期間中に社会情勢の変化や国の方針変更などにより、修正の必要が生じた場合は見直します。

【計画の構成】



5. 計画を貫く考え方

本章の「2. 計画策定の趣旨」にも掲げているとおり、本計画は、丹波市自治基本条例第21条を具体化するために策定します。同条例には、①市民主体の原則、②情報の公開及び共有の原則、③補完性の原則、④協働の原則、⑤多様性尊重の原則、以上5つの基本原則があり、これらの考え方を基本において本市のまちづくりを行っていくと規定しています。

本計画を進めていくことによって、市民一人ひとりが学びについて考え、自分たちの学習内容や方法等を創造し、学習成果を生かしたまちづくりを実践していくようになるのが理想です。その実現のためには、丹波市自治基本条例にある5つの基本原則を踏まえ、特に「市民主体の原則」「補完性の原則」「協働の原則」によって、市民と行政が役割を分担しながら主体的に生涯学習に取り組むことが必要です。

このような自治の基本原則を「計画を貫く考え方」と捉え、施策を推進します。

第2章 本市の生涯学習の現状と課題

第2章

1. 生涯学習に関する市民意識

(1) 市民意識調査の実施概要

本調査は、今後の生涯学習事業を推進していくための基礎資料とするため、市民の生涯学習活動の状況やその実態及び意識を明らかにする目的で実施しました。

- 調査地域 : 丹波市全域
- 調査対象者 : 市内在住の満18歳以上の市民
- 抽出方法 : 住民基本台帳より2,000人を無作為抽出
- 調査期間 : 平成25年11月16日～11月30日
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収

配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
2,000	938	46.9%	935	46.8%

(2) 生涯学習の活動について

①生涯学習への関心・イメージについて

- ・生涯学習について、5割を超える市民が関心を持ち、年齢層が上がるとともに、関心割合も上昇傾向にある。
- ・生涯学習の効果についてのイメージは、学習によって得られた知識や技術を役立てるといふより、学習活動に伴う仲間づくりや楽しみに注目する人が多い。
地域や社会全体との関わりを深めることや社会貢献ができるという回答も3割前後あり、個人の楽しみにとどまらない要素も少なからず意識されている。
心身の健康に関するイメージは年齢層が上がるほど回答が多く、30歳代以下では資格取得や仕事への活用がやや多くなっている。
- ・生涯学習への関心を持つ人ほど、または生涯学習の活動をした人ほど、生涯学習による効果を感じている割合が高い。

②生涯学習活動の経験について

- ・この1年くらいの間の生涯学習の経験については、趣味や健康づくり・スポーツといった分野が比較的多く、「生涯学習に関する世論調査」（内閣府、平成24年7月）と比較しても同様の傾向となっている。

趣味や健康づくり・スポーツについては年齢層が上がるほど多く回答されており、育児・教育については30歳代と40歳代で多くなっているなど、それぞれの年齢層に特徴的な学習もみられる。

「生涯学習をしたことがないからわからない」は、全体の約3分の1を占め、29歳以下の年齢層では半数近く、30歳代から50歳代では4割前後を占めている。

- 行った生涯学習の形態については、「自主的なサークル活動」が3割を超え最も多く、「自宅での学習活動（読書など）」、「市などの公的機関における講座や教室」も3割近くの学習者が参加している。
- 生涯学習の目的については、年齢層が上がるほど知識や技術の獲得そのものよりも、知力・体力の維持や仲間づくりを通じた人生の充実が意識されている。
また、年齢層が下がるほど、「知識や技術を高めるため、仕事や資格取得に役立てる」といった回答が多く、学習内容そのものが目的となっている。
- 生涯学習活動による自身の変化については、「友人ができた」、「生活が楽しくなった」という回答が多く、生涯学習活動を行うことで人生の充実につながっていることが見て取れる。

「地域や社会に貢献できた」、「家族のためにできることが増えた」という、学習の効果が個人の利益にとどまらず広がっていると感じる回答も少なくない。

③生涯学習を進める上での阻害要因について

- 生涯学習を行う上で困ることについては、「仕事が忙しくて時間がないこと」は、特に40歳代と50歳代で多く、「費用がかかること」は、30歳代以下の若い世代で多くなっている。
「身近なところに施設や場所がないこと」は、世代を問わず2割前後の回答があり、「家事・育児などが忙しくて時間がないこと」は、30歳代で特に多くなっている。
- 生涯学習に参加していない人にその理由を尋ねたところ、「仕事が忙しくて時間のないこと」が最も多く、特に30歳代から50歳代にその傾向が見られる。仕事をしながら生涯学習に参加することを、多くの人が困難に感じているようである。
生涯学習に関心はあるが、生涯学習に参加していない人については、「必要な情報がなかなか入手できない」という回答がやや多くなっている。

④生涯学習のニーズについて

- 今後してみたい生涯学習については、実際に取り組んでいる内容と比べると全体的に回答率が上がっており、同じ割合で趣味や健康づくり・スポーツといった分野へのニーズが高くなっている。
「生涯学習をしたことがないからわからない」との回答は大幅に少なくなっており、実際に学習活動には参加できていなくても、潜在的に学習ニーズを持っている市民は多いと考えられる。
教養的なものについては29歳以下で、育児・教育や家庭生活に役立つ技能へのニーズは30歳代でそれぞれ多くなっている。
- 今後してみたい生涯学習の形態については、「市などの公的機関における講座や教室」と

いう回答が半数以上を占め、すべての年齢層で最も多く回答されており、市などが主催する講座や教室への期待が非常に大きいと言える。

- 希望する生涯学習に関する情報の入手方法については、「公的機関の紙媒体による広報」と「口コミ等の周囲の人からの情報提供」が主な情報入手手段として意識されている。男性では、上記に加えて「情報端末やインターネット」も多くなっている。

（３）生涯学習の活用について

①身につけた知識・技能や経験の生かし方について

- 生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験の生かし方については、「自分の人生がより豊かになっていること」や「自分の健康を維持・増進している」といった、個人的な生かし方が多くなっており、生涯学習活動による自身の変化についての設問の回答に通じる傾向が出ている。

全体の約４分の１が地域や社会での活動に生かしていると回答し、特に５０歳代、６０歳代では３割を超えている。学習成果の地域・社会への還元についても、相応の効果が見て取れる。

- 学習経験を生かすようになったきっかけは、市や地域、学校・職場などの社会的な働きかけによるものは少なく、主に個人的なきっかけや動機づけによるものが多い。
- 生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を仕事や地域活動に生かしたいと思うかどうかについては、全体の約６割が生かしたいと回答している。
特に２９歳以下と４０歳代では生かしたいという回答が多く、生涯学習に取り組む人の多くは、学習成果を仕事や地域に還元することを希望していると考えられる。
生涯学習を生かしたいと思う人の学習経験については、「社会問題に関するものや団体の設立」や「起業に役立つ知識や技能」、「職業上必要な知識・技能」といった、社会的な内容が多くなっている。
- 学習成果を生かすために必要なこととしては、「学習内容を共有する機会や場の提供」や「専門的な学習内容の充実」という回答が多い。
- 学習成果を生かしたいと思わない人の約半数が、その理由を、「自己の楽しみが目的だから」と回答しており、自らの楽しみとして取り組む以外のことには消極的である学習者もいることがうかがえる。
- 地域にどのような課題があると考えているかについては、「要介護高齢者の生活支援」が３割を超えて最も多く、年齢を問わず多く回答されている。

「子育て支援の充実」や「子どもの教育」は、３０歳代、４０歳代の比較的若い年齢層の回答が多く、「住民同士の助け合いや地域交流」、「自治会や自治協議会などの活性化」、「生きがいづくり」については、５０歳代、６０歳代が多くなっている。特定の領域に課題意識が集中しているのではなく、年齢や地域によって様々な課題を認識している。

②地域活動への参加について

- ・現在、地域や社会の課題を解決する活動に参加しているという回答は2割に満たない。参加している人は50歳代と60歳代が多く、それ以外の年齢層では少なくなっている。この1年くらいの間の生涯学習への参加との関連では、生涯学習をした人は地域の活動にも多く参加している傾向があり、生涯学習をしたことが地域の活動につながっている、もしくは地域の活動に参加していることで生涯学習に関わる機会があったとも推察できる。
- ・生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を生かして地域や社会の課題を解決する活動に参加してみたいという人は、「どちらかといえば思う」を含めると約4割を占める。実際に参加している比率よりかなり高く、将来的にこうした活動に参加してみたいと考えている人が、少なからずいることが考えられる。
- ・参加してみたい活動の内容については、実際の参加が多かった地域中心の活動に加え、「要介護高齢者の生活支援」や「子育て支援」、「健康やスポーツの振興」、「生きがいづくり」などの回答率がそれぞれ2割を超えており、幅広い領域に分散している。
- ・活動に参加してみたいと思う人のうち、「そのために学びたい知識や技能がある」という人は約3割を占め、ある程度具体的に学びたい内容や参加したい活動をイメージしている人がいると考えられる。

（４）生涯学習の施設について

①生涯学習関連施設の利用状況について

- ・過去1年くらいの生涯学習関連施設の利用は、自治会の公民館・集会所が最も多く、3割以上の人が利用しており、以下、「市立図書館」、「県立などの公共施設」、「市立住民センター」と続いている。これらの施設のほとんどは、合併前の町域ごとに整備されており、住民にとって身近な施設であることが、利用につながっていると考えられる。
- ・頻繁に利用する理由については、「近いから」が4割を超えて最も多く、次いで「料金がかからない、安いから」、「団体で利用することが決まっているから」が3割前後の回答となっており、近隣で利用しやすいことが重視されている。

②施設の満足度と今後の利用意向

- ・施設の満足度については、「市立住民センター」や「市立図書館」等の各施設で「満足」という回答が「不満」を大きく上回っており、おおむね良好な評価を受けている。中でも、市立図書館は満足度が比較的高く、市立の資料館の満足度はやや低くなっている。

（５）市が行っている生涯学習支援の取り組みについて

- ・市の生涯学習支援の取り組みについて、今後重要と考えるもので最も多かったのは、「防災・安全活動の機会の充実」となっている。近年の震災等を契機に、防災に対する意識が高まっていることの表れと考えられる。

学習機会の充実や提供に関わる項目では、「身近な学習施設の整備・充実」、「体育施設の整備・充実」など、施設整備に関する項目を重要とする回答が多く、「講座・講演会などの種類や数の充実」や「芸術・文化活動の機会の充実」といったソフト面については、比較的重要性が低いという回答傾向となっている。

生涯学習活動への支援や推進の仕組みに関わる項目では、「指導者・リーダーの養成」、「ボランティアの育成や活動の推進」、「生涯学習に関する情報提供の充実」を重要とする回答が比較的多くなっている。

- ・本市の生涯学習を盛んにするために大切だと思うことについては、「市民ニーズを把握した内容の講座を増やす」が最も多い。公的機関の講座に対するニーズは、希望する学習形態の設問においても特に高くなっており、今後の生涯学習推進において、市民が強く求めるものとなっている。

2. 今後の生涯学習における課題

市民意識調査等から、本市の生涯学習の主な課題を以下のように整理しました。

課題1. 学びに関心を持ち、世代に応じた学びができること

本計画における生涯学習とは、あらゆる世代が、あらゆる場で、自ら進んで行う学習活動のことであり、仕事や育児に取り組むための知識や技能の習得、さらには家庭や地域での風習や伝統などの伝承も生涯学習に含まれます。生涯学習は、生涯を通じて行うすべての学びを意味しています。

調査では、年齢層が下がるほど生涯学習への関心が薄く、身近に感じていない人の割合が高くなっています。また、「仕事、育児に時間を割いているため、生涯学習ができない」という回答も多くなっています。その時々に必要な知識や技能を習得することにより、生涯学習の理念のもとに学習を積み重ね、相互に関連させることで、より豊かな人間性を育むことが必要です。

また、生涯学習活動の阻害要因として、「費用がかかる」ことが挙がっています。適切な負担で提供される学習機会や自主的なサークルにとって、経済的負担の少ない運営ができる環境の整備は非常に重要であり、行政の役割は大きいと考えられます。

地域ごとに整備されている市立住民センターや市立図書館等は市民ニーズが高く、ソフト面の充実や情報発信機能、交流機能を高めることで、生涯学習の拠点施設としてより効果的に活用できると考えられます。

なお、市民にとって、防災や健康づくり・スポーツ等の関心の高いテーマについては、生涯学習に接したことの多い多くの市民を引き付ける可能性を持っているため、それに沿った企画をすることや多様なニーズへの配慮が必要です。

課題2. 学びが継続し発展するための支援と担い手を育成すること

学習成果の社会への還元は重要な課題ですが、多くは個人的なものにとどまっています。学習成果を生かすきっかけも自発的である割合が高く、生涯学習で学んだことを、地域や社会での有効活用につなげるための仕組みが必要です。

そのためには、「学習内容を共有する機会や場の提供」、「専門的な学習内容の充実」といった環境整備が求められるとともに、学習活動を継続するための支援が必要です。一方で、獲得した知識や技術の社会的活用が意図されていないとしても、学習活動によって人生の充実や健康の維持・増進がもたらされている面もあり、生涯学習の無視できない効用となっています。

また、「市民ニーズを把握した内容の講座を増やす」ことが、「丹波市の生涯学習を盛んにするために大切である」と回答した人が最も多くなっており、この講座の企画・運営には、地域の実情に対する理解と、生涯学習支援の専門的な力量が求められます。行政内部や市民との協働により、生涯学習推進の担い手を育成することが不可欠と考えられます。

課題3. 学びで新たなまちの魅力を創造すること

意識調査からうかがえる本市の地域活動は、自治協議会や自治会の活動、地域の助け合いやまちづくりに関わる活動など、地縁的なつながりを中心としたものが主となっており、50歳代、60歳代の参加が中心となっています。一方で、市民の意識する課題は多岐にわたっており、今は参加していない層についても、地域活動への参加意欲は決して低くありません。住みやすいまちづくりをめざす上では、こうした潜在的な課題への意識や参加意欲に働きかけ、地域での活動へと導く仕掛けが必要であり、生涯学習はそのためにも不可欠なものです。

また、地縁的な活動だけでなく、福祉・子育て・スポーツなどといった目的意識に即した学習機会の提供や指導者の養成、新たな団体の設立や育成、起業の支援までも視野に入れた学習機会の提供などが必要と考えられます。既に活動している自主サークルや自らの楽しみを中心にした学習活動に対して、地域や社会の課題解決に取り組むきっかけを提供することも課題となっています。

第3章 基本構想

1. 基本理念

【基本理念】

たんばにひろげる まなびの輪 ～豊かな資源を活かした生涯学習環境づくり～

第3章

基本構想

本市は、森林と農地が市域の8割を占め、多くの緑に囲まれた自然景観や、数多く残る歴史的遺産があります。特有の気候風土のなかで、豊かな地域資源を背景に暮らしの知恵や文化が育まれてきました。また、多様な団体や個人等の活動によって、個性豊かなまちづくりが今も行われています。今後、地域社会が直面している様々な課題を解決していくために、行政や事業者だけでなく、さらに多くの市民が地域の担い手として地域活動やまちづくりに主体的に取り組んでいくことが望まれます。

平成25年度に実施した「丹波市生涯学習に関する意識調査」では、趣味や健康づくり、スポーツといった生涯学習の経験を持つ人が多く、生涯学習活動によって人生の豊かさや生きがいを得ていることが分かりました。さらに、生涯学習を通じて身につけた知識や技能を、仕事や地域活動、社会の課題を解決する活動に生かしたいと回答する人も多くなっています。学習の目的はそれぞれであっても、めざすところは自分や自分を取り巻く人々の暮らしや社会をよりよくするという点で共通しており、学習は生涯を通じて展開されていくものです。

また、このような生涯学習による自己実現や社会的貢献への参画には、市民や団体などが有機的*に関係し合う良好な人間関係が必要になります。そのためには、一人ひとりの個性や多様性が尊重される人権意識の高まりも求められるところです。

より多くの市民が生涯学習に関心をいだき、自ら進んで学ぶことによって、学びは継続していきます。そしてその学びの成果は、新たな学びや地域の魅力を創造します。一連の生涯学習活動の成果を活かし、地域課題の解消に向けた活動によって興味を持つ人がさらに増えるという“まなびの輪”をひろげ、次世代につないでいく“知識循環型生涯学習”の推進が本市を活力あるまちにしていこうと考えます。

私たちは、この基本理念を掲げ、第2次丹波市総合計画のまちづくり目標を踏まえながら、市民と行政が協働し、学びを通して地域課題を解決する、市民が主役の豊かな地域力*の向上をめざします。

* 有機的・・・市民や関係団体間の直接的な人的交流だけでなく、インターネットや情報紙などの媒体を通じた情報の共有などを含めた、様々なつながり・結びつきを通じて、ばらばらに活動しているものをひとつにつなげるという意味で用いています。

* 地域力・・・地域の魅力や資源に気づき、地域資源の発掘、再生、創造に住民などの人材力を結集し、地域の問題を自分たちで発見し解決していける能力。

2. 基本目標

基本目標1. まなび^{ひと}人を増やそう ～生涯学習に興味関心を持ち、取り組む、まなび人を増やそう～

まなび人とは…

- ・生涯学習に取り組む人
- ・生涯学習に興味関心を持ち、取り組みたいと考える人

学校教育や社会教育はもちろん、家庭や地域における伝承や趣味、ボランティア活動、仕事等に関するすべての学びが『生涯学習』であることを広く啓発し、自らが「まなび人」であるとの認識を市民に広めます。

また、誰もが生涯にわたって、あらゆる場で学べるよう、市民の学びの活動を支える環境を整えていきます。さらに、生涯学習の理念や学びの環境についての情報提供を充実させるとともに、学習を始めようとする人への動機付けや意欲向上を図り、「まなび人」の増加に努めます。

以上のことから、「まなび人」を増やしていくための取組課題として、「学びへの関心を高める」「学びを見つける」「学びの場をつくる」の3つを設定し、これらの課題解決に向けた施策を展開することで目標達成をめざします。

基本目標2. まなび^{りょく}力を育てよう ～継続して学び、主体的に学びをつくる、まなび力を育てよう～

まなび力とは…

- ・「まなび人」自身が学びを深め、発展させるために継続して学ぶことができる力
- ・「まなび人」が主体的に市や地域等と連携しながら、持つ知恵や技術を生かして、新たな学びをつくる力

人々の暮らしや仕事等での学びで培った知恵や技術は、次世代の成長の糧となり、悩みや不安を解消する手助けとなります。学びを深め、発展させるために、市民が相互に学び合い交流し、学びの楽しさを感じながら継続して学ぶ力を育てるためのコーディネート機能や相談体制を充実します。

また、公的機関が提供する学びの機会だけでなく、市民が主体的に学びの機会を設け、学んだ成果を活用できるような仕組みづくりやリーダーとなる担い手づくりを推進します。

以上のことから、「まなび力」を育てていくための取組課題として、「学びでつながる」「学びを生かす」「学びの力を高める」の3つを設定し、これらの課題解決に向けた施策を展開することで目標達成をめざします。

基本目標3. まなび^{さと}里をつくろう ～地域の魅力に気づき、学びを生かすことができる、まなびの里をつくろう～

まなび里とは…

- ・「まなび力」を開花させ、活躍する機会にあふれた里
- ・「まなび力」を生かしながら、地域の課題解決や活性化につながる里

各地域や各世代で感じている地域課題は多岐にわたるため、それぞれの役割において改善や解決に取り組んでいくことが大切です。市民が地域に関心を持ち、まちの魅力を高めていくために、歴史や文化を生かした学びを充実させるとともに、学びの成果を活用した課題解決に取り組めるよう、地域活動団体や市民活動団体等の活動を促進します。

また、本市のさらなる発展をめざして、学びによる地域福祉の推進や産業振興、定住促進等の様々な分野における新たな取り組みが生まれるよう支援します。

以上のことから、「まなび里」をつくっていくための取組課題として、「学びで地域の魅力を見つける」「学びのまちをつくる」「学びからまちを活性化する」の3つを設定し、これらの課題解決に向けた施策を展開することで目標達成をめざします。

そして、3つの基本目標をつなぐ“まなびの輪”

“生涯学習に興味関心を持ち、取り組む「まなび人」が増える”、“継続して学び、主体的に学びをつくる「まなび力」が育つ”、“地域の魅力に気づき、学びを生かすことができる「まなび里」をつくる”・・・このような個々の目標を単独に達成していくのではなく、“知識循環型生涯学習”というサイクルの中で、3つの基本目標の達成をめざしていくことで基本理念の実現を図ります。

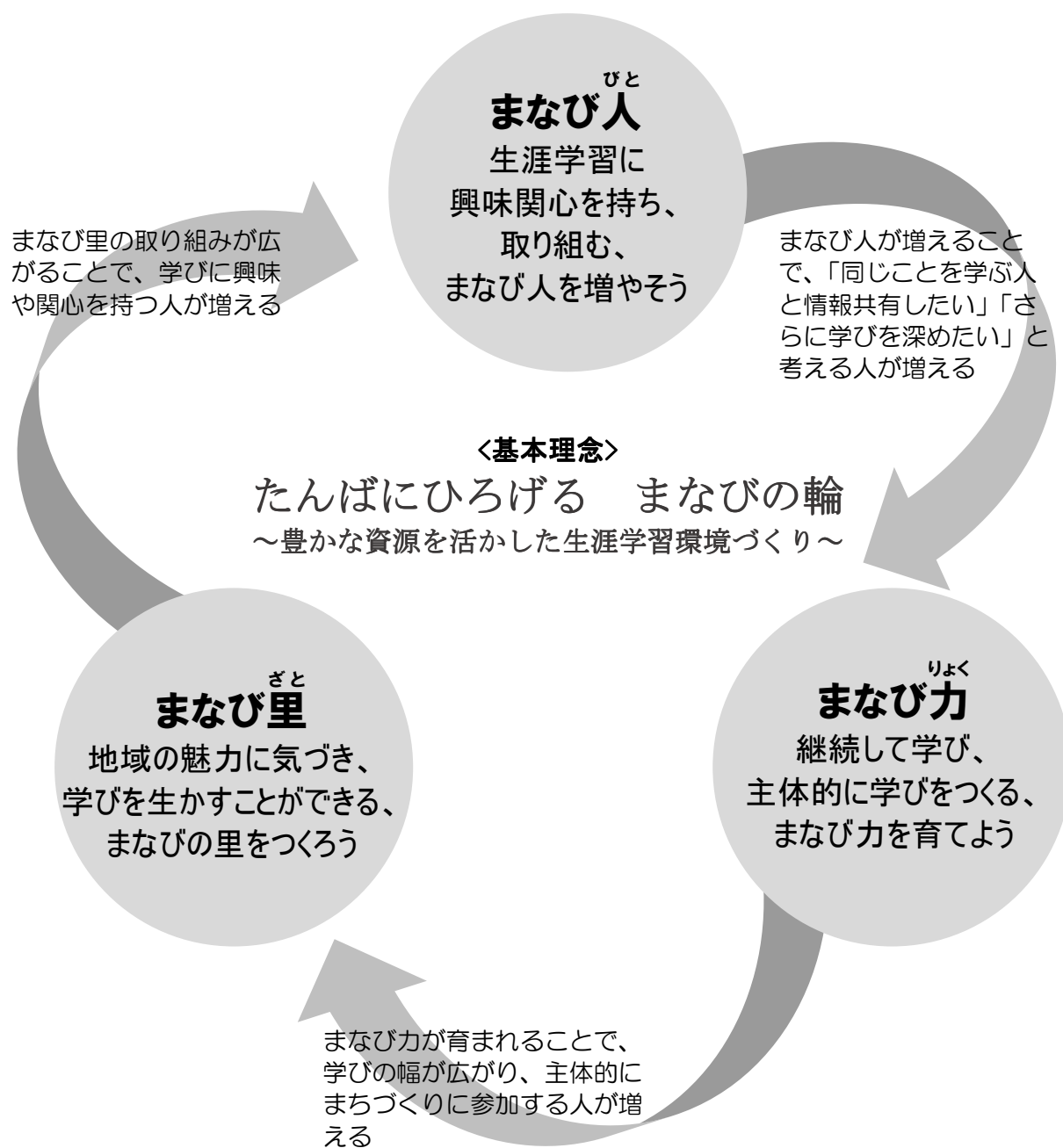
「まなび人」が増えることによって、同じことを学ぶ人同士がつながり、さらに学びを深めるための学習活動に移行する人を増やすことになります。この「まなび人」は「まなび力」を育み、市民が学ぼうとする意欲や学びの幅を広げ、主体的に地域課題を解決するまちづくりへ参画する人を増やしていきます。さらに「まなび力」は、「まなび里」を創造し、この丹波市での様々な取り組みが内外に広がることで、さらに新しい興味や関心を持ち学習活動に参加する「まなび人」を増やしていきます。

このような一連の学びの活動である“まなびの輪”は、生涯学習を丹波市に広げていくために、3つの基本目標をつなぐ大切な考え方として施策に反映させていきます。

【知識循環型生涯学習のイメージ】

第3章

基本構想



3. 施策の体系

たんばにひろげる まなびの輪 ～豊かな資源を活かした生涯学習環境づくり～

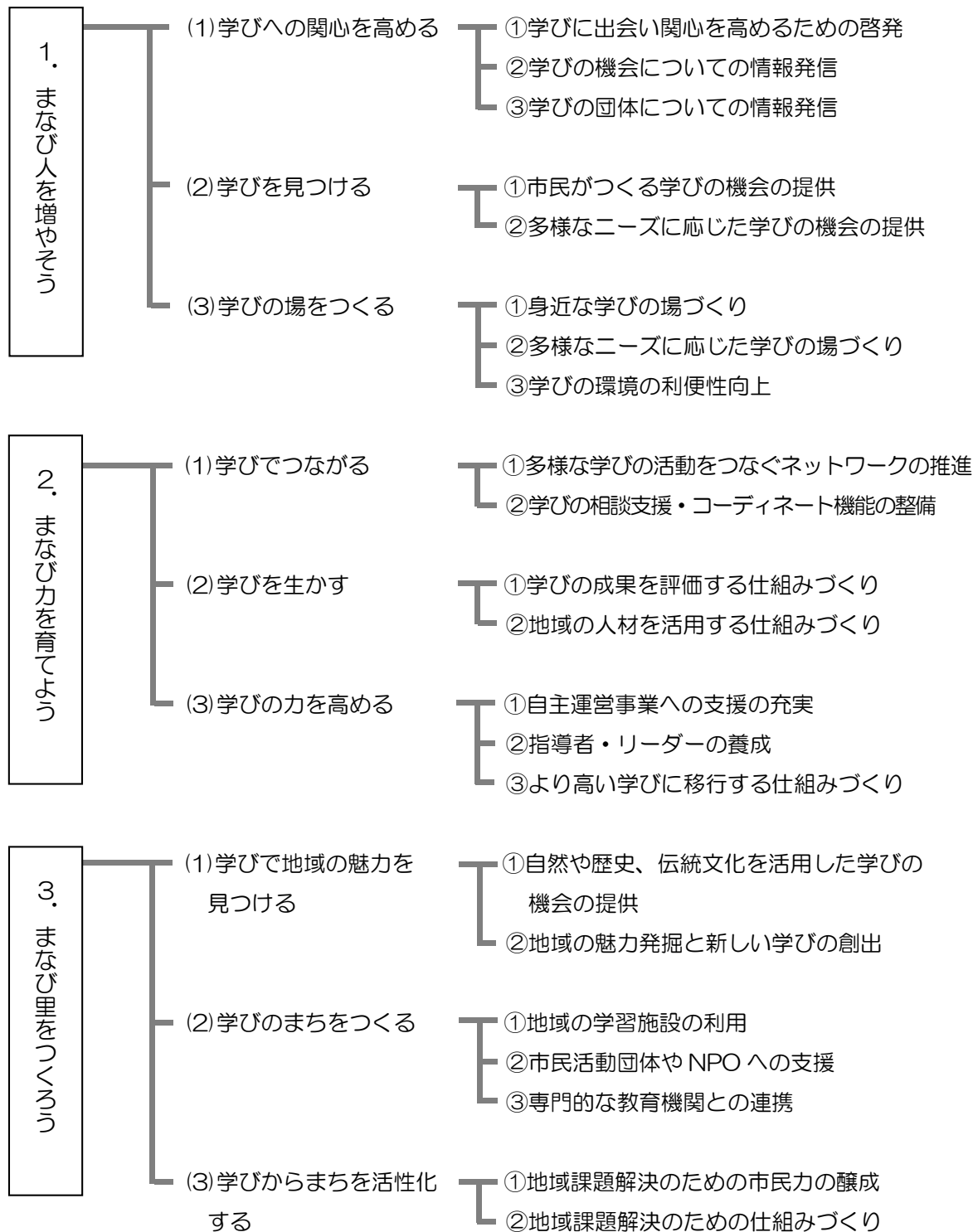
基本目標

目標達成のための課題

課題解決に向けた施策

第3章

基本構想



第4章 計画の推進

基本目標 1 まなび人を増やそう ～生涯学習に興味関心を持ち、取り組む、まなび人を増やそう～

課題(1) 学びへの関心を高める

～積極的に学びに出会い、学びへの興味や関心を高めます～

これまで生涯学習に取り組んだ経験の有無にかかわらず、様々な機会や方法を活用しながら積極的に学びにふれ、学ぶことの大切さを理解することが重要です。

課題解決に向けた施策

学びを实践する生き生きとした人や団体、学びにより豊かに生きていく姿、学びが活かされ活性化する地域といった具体的な事例などの情報を発信し、共有していくことで、生涯学習への興味や関心を促します。

【具体的施策】

① 学びに出会い関心を高めるための啓発

- 生涯学習基本計画の広報・啓発をはじめ、イベント・催事などの機会を活用し、学びへの関心や興味が高まるよう啓発をすすめます。
- 多くの市民が学びの成果にふれることができる場づくりを支援します。

② 学びの機会についての情報発信

- 市民や学びを支援する団体・施設等との連携により、学びの機会などの生涯学習に関する情報を収集します。
- 生涯学習に関する情報を誰もが分かりやすく簡単に受け取れる方法で発信します。

③ 学びの団体についての情報発信

- 市民や学びを支援する団体・施設等との連携により、学びを实践する団体の活動内容や情報を収集します。
- 様々な媒体や機会を通じて、学びを实践する活動団体の情報を発信・紹介するなど、市民が団体に対して興味や関心を持つきっかけとなるように支援します。

課題(2)学びを見つける**～個人の関心やニーズに合った学びを見つけ、深め広げます～**

情報通信の急速な普及やグローバル化による世界規模の情報が行き交う時代となり、学びのテーマも多岐にわたります。多種多様な学習テーマの中から、自分の興味や関心のある学びを見つけ出し、深め広げていくことが大切です。

課題解決に向けた施策

個人の興味・関心から具体的な学びの行動に結びつくよう、市民が参画する学びの機会を提供します。学びの機会は、行政が主催するものだけでなく、市民が主催する事業も含み、幅広いニーズに対応します。

また、多様化する課題やライフステージ* に合ったテーマ、対象者に応じた適切なテーマに沿った学びの機会を提供します。特に超高齢化社会を迎える中、「生きがい」をもって学ぶことの重要性を啓発し、高齢者の健康づくりやスポーツ振興とともに学びの機会を提供します。

【具体的施策】**①市民がつくる学びの機会の提供**

○市民が容易に様々な学びに取り組めるよう、学びを支援する団体・施設などが主催する事業やイベントなどを学びの機会として提供します。

②多様なニーズに応じた学びの機会の提供

○ライフステージや個性に配慮した学習プログラムを用意し、スポーツや文化・芸術等、多様なニーズに応じた学びの機会を提供します。
○重点的に取り組む必要課題に配慮し、様々な団体や個人が協働し学びの機会を提供する仕組みをつくりまします。

* ライフステージ・・・人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階

課題(3)学びの場をつくる**～個人の学びの活動をさらに深め、広げるための環境を整えます～**

生涯学習を推進するためには、障がいの有無や年齢、職業等に関係なく、一人ひとりの意欲やテーマ、学習時間等に応じて自由に学ぶことができる環境づくりが必要です。

課題解決に向けた施策

身近にある公共施設の機能を活用し、安全で利用しやすい学びのための拠点施設として整備・充実を図ります。

また、多様なニーズに対応する専門性のある施設を利用した、学びのステップアップを図る取り組みを継続します。

【具体的施策】**①身近な学びの場づくり**

○公共の施設を学びに関する情報・相談・交流の機能のほか、学びの場として誰もが気軽に安心して利用できるよう充実させ、市民の学びの活動を支援します。

②多様なニーズに応じた学びの場づくり

○公共のスポーツ施設をはじめ、文化ホールや図書館など、市民の多様なニーズに応える学びの場づくりに努めます。

③学びの環境の利便性向上

○交通アクセスや施設のバリアフリー化*、一時保育やフリースペースの設置など、学びの環境の利便性向上に努めます。

○自宅で行う学びへの支援など、利用者に配慮した学びの環境の充実に努めます。

* バリアフリー・・・高齢者や障がい者等が社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くこと

課題(1)学びでつながる

～個人の学びを発展させるため、「まなび人」同士が学び合い交流します～

現代的課題や地域課題は多様化し、個々の課題解決に向けた学習ニーズに対して、生涯学習関係機関や施設、団体が個別に対応することは困難です。有機的に連携し、補完し合えるネットワークを構築することが必要です。

また、「まなび人」同士がつながり交流することで、共に課題解決に向けた力を高めていくことも重要です。

課題解決に向けた施策

生涯学習に関わる団体と関係機関が連携したネットワークづくりや市民レベルの学びの交流を支援し、「まなび力」の向上を図ります。

また、学びに関する相談窓口を充実させ、学びの継続を支援する仕組みを整備します。

【具体的施策】

①多様な学びの活動をつなぐネットワークの推進

- 学びの機会を提供する組織や団体間等のネットワークづくりをすすめ、効果的な学びにつなげます。
- 「まなび人」同士が主体的に交流し、学びを深め広げることができるよう支援します。

②学びの相談支援・コーディネート機能の整備

- 学びに関する相談に対応し、相談者のニーズに応じた学びの機会や学習プログラムの提供を行うコーディネート* 機能を整備します。

* コーディネート・・・各部分の調整をはかって、全体がうまくいくように整えること

課題(2)学びを生かす

～学びで得た知識・技能などを地域の発展のために生かします～

学んだことを他の人々や地域のために生かしたいという意欲も高まっていますが、活動成果を生かす機会は必ずしも十分ではありません。しかし、学び得た知識や技能などを地域課題の解決のために生かす意欲を持つことは、社会貢献という意味でも大切です。

課題解決に向けた施策

学びの成果や学習歴が適正に評価・認定され、生かせる仕組みを構築するとともに、様々な分野で活躍する人材、地域の優れた知識・技能をもつ実践的な人材を発掘・登録し、その力を活用できる制度を整備します。

【具体的施策】**①学びの成果を評価する仕組みづくり**

○個人の学びに対する目標やプログラムの設定、目標達成の度合い、成果の評価、新たな学習へ移行する仕組みを整備します。

②地域の人材を活用する仕組みづくり

○様々な生涯学習情報と連動した地域の人材を活用する仕組みをつくり、学びの専門性・知識・技能などを高めたいと考えている人や新たな学びを始めたい人などの多様なニーズに応えます。

課題(3)学びの力を高める

～自らが指導者・リーダーとなり、学びのパワーアップを目指します～

地域の活性化には、市民の学びをさらにパワーアップできるよう、学びの活動を支える人材の養成や団体の企画運営力の向上を図る仕組みづくりが重要です。

課題解決に向けた施策

学びの活動を支援する指導者やリーダー、ボランティアの育成を各種団体、サークル・グループ等と協働して進めるとともに、自主的な運営が促進されるよう活動の活性化を支援します。

また、市民の学習内容も多様化し高度化する中で、さらに学ぶ意欲が向上するよう、より高度な学びの環境を拡充していきます。

【具体的施策】**①自主運営事業への支援の充実**

○市民活動団体が主体的に開催する事業の中で、市民への学習効果や団体の企画運営力の向上に効果的な事業を支援します。

②指導者・リーダーの養成

○市民活動団体との連携・協働のもと、地域づくりや団体運営などの指導的立場となるリーダーを育成し、自主性の高い市民活動を促進します。

③より高い学びに移行する仕組みづくり

○より高い学びに移行する制度等の構築により、学びのパワーアップを支援します。

課題(1)学びで地域の魅力を見つける

～学びの活動を通じて、地域の魅力発見に貢献します～

本市には、豊かな自然をはじめ、長年にわたり受け継いできた歴史や文化があります。守り育てられてきた地域資源は私たちの誇りであり、「丹波市らしさ」をつくり育てるものです。自然環境の保全や伝統文化の継承など、地域に根ざした学びを通じ、人々の絆を強くし、地域への愛着を高める取り組みが必要です。

課題解決に向けた施策

豊かな自然や歴史・文化などの保全を図るとともに、地域資源を活用した学びの機会をつくります。魅力に気づき、地域への愛着心を育む学びの機会を提供します。

また、市民との協働による地域課題を解決する仕組みづくりや地域資源の発掘と活用により、新たな学びを創出するまちづくりを推進します。

【具体的施策】

①自然や歴史、伝統文化を活用した学びの機会の提供

○市内の自然や環境、歴史や文化などの地域資源を活かした学びの機会の提供や地域に根ざした活動を行う市民活動団体などと連携した取り組みを支援します。

②地域の魅力発掘と新しい学びの創出

○人と人の絆を強め、地域への愛着を高めるため、自治協議会や自治会での魅力発見の取り組みや市民が提案して市民が実施する事業など、新しい学びの創出を支援します。

課題(2)学びのまちをつくる

～地域や団体が育ち、学びのまちづくりに貢献します～

学びの活動に関わる団体や施設、事業者などの学習資源を利用し、連携した取り組みを行うことで事業効果を高め、「まなび力」が育まれた「まなび人」を増やしていくことが重要です。

課題解決に向けた施策

学びの場や機会を提供する拠点施設を利用し、地域に密着した学びの活動を促進します。

また、市民活動団体や NPO* 活動などを支援し、公益性のある地域活動や地域課題の解決に向けた取り組みが効果的に推進されるよう支援します。

このように学びがまちづくりにつながる生涯学習を展開していくため、専門的な教育機関との連携を含めた新たな取り組みを推進します。

【具体的施策】**①地域の学習施設の利用**

○住民センターや自治協議会拠点施設、自治公民館など活動範囲に応じて市内の施設を有効に活用し、地域の学びの活動を活性化します。

②市民活動団体や NPO への支援

○市民活動団体や NPO の設立・育成を支援し、市民の自主的な活動を促進します。
○市民と学びの活動をつなぎ、団体運営の相談や活動の指導助言を行う中間支援組織を支援します。

③専門的な教育機関との連携

○教育委員会、国や県、大学などの教育専門機関と連携しながら、生涯学習を推進します。

* NPO・・・【nonprofit organization】政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人、非営利組織、非営利団体、市民活動法人、市民事業体などを指す。

課題(3)学びからまちを活性化する

～学びの成果を活かして、市民が公共サービスの担い手となり、地域に貢献します～

地域で抱える課題・ニーズが多様化し、行政だけではきめ細かい対応をすることには限界があります。このような課題・ニーズに対応するためには、市民が公共サービスの担い手になり、課題解決に向け行政と協働して取り組むことが重要です。

課題解決に向けた施策

学びによる市民力*の向上に努めるとともに、学びを通じて多様な主体が公共の担い手として活動し、まちを活性化できるよう条件や環境を整備します。

また、地域課題解決のための起業や産官学連携を推進し、新たな学びが地域振興や産業振興につながる取り組みを展開していきます。

【具体的施策】**①地域課題解決のための市民力の醸成**

○地域での学びの活動や市民が提案して市民が実施する事業への支援など、学びの力が地域の課題解決に生かされ、市民力の醸成に結びつく事業を実施します。

②地域課題解決のための仕組みづくり

○地域の課題解決とともに、まちの活性化や魅力化につながる産官学連携の事業を支援します。
○地域振興や産業振興の施策と連携した取り組みを推進します。

* 市民力・・・自律した市民が連帯して地域共同体の運営に参画することで生まれる新たな地域を担う力

第5章 計画の推進体制と進捗管理

1. 計画の推進体制

本計画は、教育や文化に留まらず、環境、健康福祉、産業、まちづくりなどの幅広い分野に広がる計画です。この計画の推進には、生涯学習に関わるすべての関係者が、それぞれに役割を担いながら連携して取り組むことが必要となります。関係団体などによる協議の場づくりから始め、市民と行政との協働による生涯学習の推進体制を確立します。

(1) 施策の推進体制

生涯学習の推進は、行政のあらゆる分野の政策に関わり、総合的に関連付ける必要があります。

また、本計画の基本目標の達成のため、丹波市自治基本条例に規定する基本原則を踏まえ、市民との協働による取り組みという認識に立った体制を確立し、推進します。

◆丹波市生涯学習推進協議会（仮称）

生涯学習を市民総がかりで推進するためには、広く市民の意見を反映するとともに、市民との協働による効果的な施策展開が必要となります。その協議機関として、「丹波市生涯学習推進協議会（仮称）」を設置し、本計画に基づく生涯学習の推進に関する協議や市に対して提言等を行います。

◆丹波市生涯学習推進本部（仮称）

市役所には、生涯学習推進のための意思決定機関として、市長を本部長とし、副市長、生涯学習関係部署の部長で構成する「丹波市生涯学習推進本部（仮称）」を設置します。

「丹波市生涯学習推進本部（仮称）」では、本計画に基づく「丹波市生涯学習行動計画（仮称）」を策定し、施策の進捗管理を行い、市の生涯学習所管部署や関係部署の具体的な事業を展開するための事業執行指示を行います。

また、基本目標の実現に向けた数値目標と各部署の施策評価指標の達成状況を評価します。

◆丹波市生涯学習所管部署

市の生涯学習所管部署は、「丹波市生涯学習推進本部（仮称）」の指示を受け、関係団体・関連部署との連携の中核的機能を担います。本計画の基本目標達成のための具体的な各種事業を展開するとともに、生涯学習関係団体のネットワーク形成を図ります。

（２）連携体制

本計画の目標達成のためには、行政だけでなく、生涯学習に取り組む様々な団体・グループ・個人が関わりを持ちながら活動していくことが必要です。施策推進の中心となる市の生涯学習所管部署を核とし、市教育委員会をはじめ、国や兵庫県、家庭・地域・学校及び企業やNPO・関係団体と連携をとることができる体制を構築します。

◆生涯学習関係団体

生涯学習関係団体は、社会教育・生涯学習団体をはじめ、市民が学びにふれ、学びに取り組む場を提供する活動を継続的に行っている団体を総称しています。市は様々な生涯学習関係団体と連携・協力し、多様な学びの活動を提供できる体制を整備します。

◆生涯学習関係審議会等

丹波市スポーツ推進審議会・丹波市人権行政推進審議会などを生涯学習関係審議会等と位置付け、生涯学習に対する考え方を共有し、市の生涯学習施策へ助言や提言等を行います。市は、本計画の施策推進のため、必要に応じ生涯学習関係審議会等と連携し事業を展開します。

（３）本計画の周知

生涯学習の施策を効果的に推進するためには、本計画を市民や関係団体等へ周知し、理解いただくことが必要です。市広報やホームページへの掲載をはじめとしたあらゆる広報手法を使い、本計画や生涯学習の重要性の啓発に努めます。

2. 計画の進捗管理

本計画は、「丹波市生涯学習推進本部（仮称）」において自己点検と進捗管理を行います。
また、本計画はその時々の課題解決のために、計画期間の途中においても必要に応じて、「丹波市生涯学習推進協議会（仮称）」において見直しを図ります。

（１）計画の進捗管理

本計画の具体的施策を推進するため、「丹波市生涯学習推進本部（仮称）」は、「丹波市生涯学習行動計画（仮称）」に基づく事業実施指示を行い、その進捗管理と、基本理念の実現に向けた数値目標、各部署における施策評価指標の達成状況を管理、評価します。

（２）基本理念の実現に向けた数値目標

本計画では、基本理念を実現するための目標の達成に向けて、数値目標を設定し、計画を推進していきます。

定期的に生涯学習に関する市民意識調査を行い、市の最上位計画である、第２次丹波市総合計画の“まちづくり指標”や本計画の基本目標ごとの指標、市の行政施策評価に基づく指標設定により、目標値の達成状況を評価していきます。

（単位：％）

基本目標	指標名 （シンボル指標）	基準値	目標値		説明
		H25	H31	H36	
まなび人を 増やそう	1年以内に生涯学習を行った市民の割合	60.2	65.0	70.0	生涯学習活動の実施状況を推定するもの。 【算出根拠】 H25年度の市民意識調査の実績に基づき、年1％（約600人）の増加をめざす。
まなび力を 育てよう	学びの活動で身についた知識や技能を生かしたいと思う市民の割合	30.7	35.0	40.0	知識の循環を目的とした学びの活動の意欲を推定するもの。 【算出根拠】 H25年度の市民意識調査の実績に基づき、年1％（約600人）の増加をめざす。
まなび里を つくろう	学びやすい環境が整備され、自分の周りが学びにあふれていると感じる市民の割合	—	増 加		学びが地域に根付き、まなび里の形成を推定するもの。

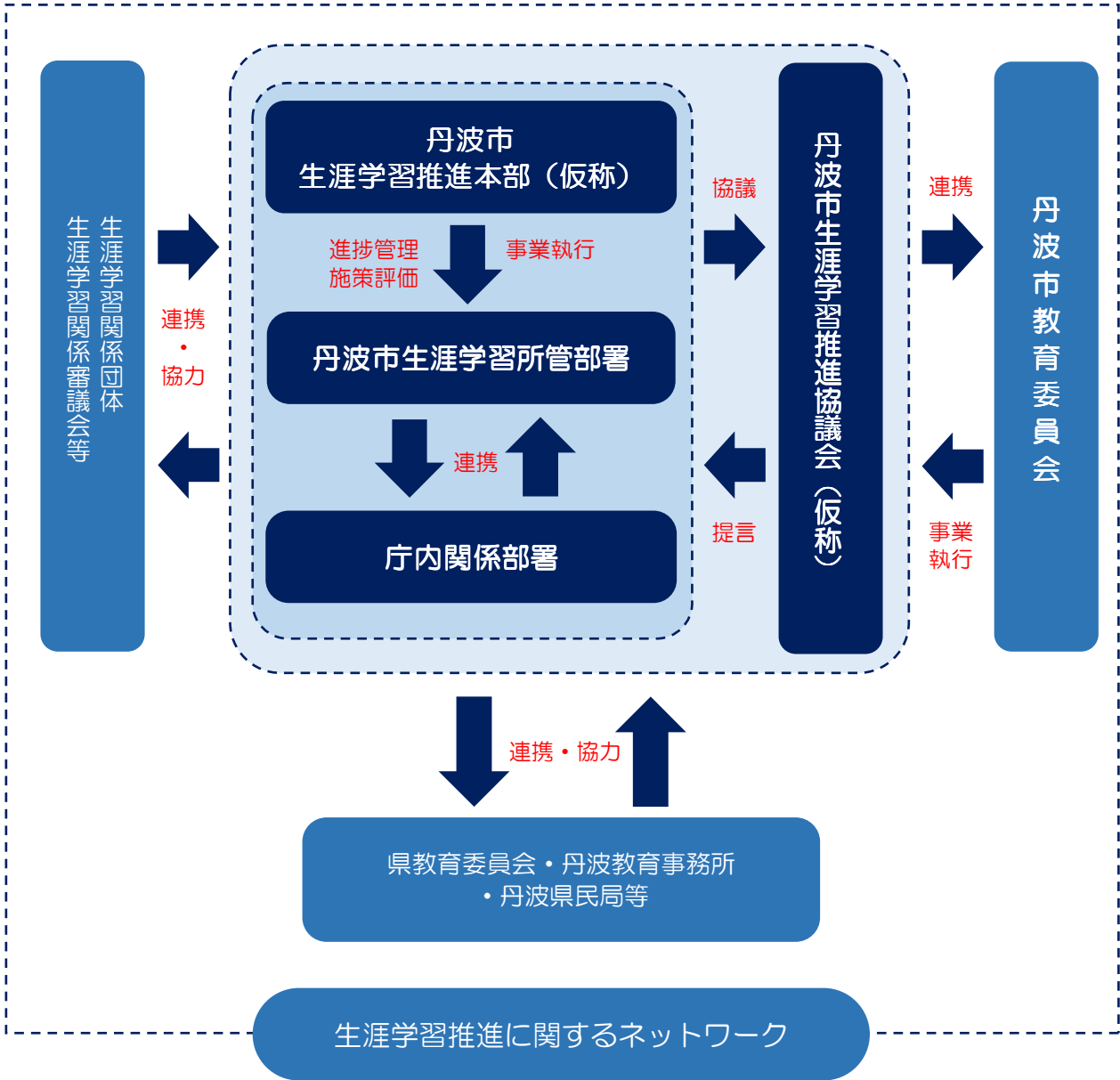
市民の多様な生涯学習活動

学習活動
市民活動
地域活動

学習情報提供
学習機会提供
学習活動支援

第5章

計画の推進体制と進捗管理



参考資料

1. 丹波市生涯学習基本計画策定までの経緯

〔平成 25 年度〕

9月20日	第 1 回 審議会	・ 任命書交付 ・ 正副委員長選出 ・ 諮問「丹波市生涯学習基本計画について」 ・ 委員研修「生涯学習の推進と地域コミュニティの再生」
10月10日	第 2 回 審議会	・ 市民アンケートの内容
11月	市民アンケート	丹波市生涯学習に関するアンケート調査
12月 3日	委員研修	・ 委員研修「地域づくりと生涯学習」
1月22日	第 3 回 審議会	・ 生涯学習基本計画策定に向けての方向性について
2月18日	第 4 回 審議会	・ 市民アンケートの結果から見る現状と課題について ・ 基本計画の骨子の検討について
3月 7日	第 1 回 幹事会	・ 経過報告と意見交換
3月24日	第 5 回 審議会	・ 基本構想（案）の検討について

〔平成 26 年度〕

4月17日	第 6 回 審議会	・ 基本構想（案）の検討について
7月 1日	第 7 回 審議会	・ 基本構想・基本計画素案の検討について
7月31日	第 8 回 審議会	・ ワークショップ
10月30日	第 9 回 審議会	・ 基本構想・基本計画素案の検討について
11月12日	第 10 回 審議会	・ 基本構想・基本計画素案の検討について
12月10日	第 11 回 審議会	・ 基本構想・基本計画素案の検討について
1月～2月	パブリックコメント	丹波市生涯学習基本計画素案のパブリックコメント実施
3月19日	第 2 回 幹事会	・ 経過報告と意見交換
3月21日	第 12 回 審議会	・ 答申案の検討について
3月21日	答申	

2. 丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例

平成25年3月8日

条例第7号

(設置)

第1条 丹波市自治基本条例（平成23年丹波市条例第52号）第21条第3項の規定に基づき、生涯学習に係る基本的な計画を策定するため、丹波市生涯学習基本計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、丹波市生涯学習基本計画の策定に関し、必要な調査と審議を行い、市長の諮問に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 2名以内
- (2) 社会教育委員の代表 1名
- (3) 校長の代表 1名
- (4) スポーツ推進審議会委員 1名
- (5) 生涯学習関係団体の代表 6名以内
- (6) 公募による市民 5名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る所掌事務の終了をもって終わるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集するものとする。

3. 丹波市生涯学習基本計画審議会委員

(敬称略、順不同)

No.	役職名	委員の選出基盤	氏 名	備 考
1	委員長	識 見 を 有 す る 者	岡 田 龍 樹	天理大学人間学部教授
2	副委員長	識 見 を 有 す る 者	高 嶋 正 晴	立命館大学産業社会学部教授
3	委 員	社会教育委員の代表	矢 持 章 一	丹波市社会教育委員の会議長
4	委 員	校 長 の 代 表	田 中 敦 子	丹波市立小川小学校長
5	委 員	スポーツ推進審議会委員	山 内 佳 子	丹波市スポーツ推進審議会委員
6	委 員	生涯学習関係団体の推薦者	大 木 康 次	丹波青少年本部長
7	委 員	生涯学習関係団体の推薦者	野 花 敏 郎	丹波市文化協会長
8	委 員 (～H26.3)	生涯学習関係団体の推薦者	中 村 美 穂	丹波市PTA連合会(西幼小PTA副会長)
	委 員 (H26.4～)	生涯学習関係団体の推薦者	蘆 田 一 代	丹波市PTA連合会(芦田小PTA副会長)
9	委 員 (～H26.6)	生涯学習関係団体の推薦者	加賀山睦夫	丹波市自治会長会(上小倉自治会長)
	委 員 (H26.7～)	生涯学習関係団体の推薦者	足 立 秀 一	丹波市自治会長会(口塩久自治会長)
10	委 員	生涯学習関係団体の推薦者	溝 端 禮 子	丹波市ボランティア協会代表
11	委 員	生涯学習関係団体の推薦者	大 西 誠	丹波市人権・同和教育協議会長
12	委 員	公 募 委 員	松本ひとみ	
13	委 員	公 募 委 員	川 口 利 和	
14	委 員	公 募 委 員	松 本 佳 則	
15	委 員	公 募 委 員	工 藤 尋	
16	委 員	公 募 委 員	園田あゆみ	

4. 教育基本法

（平成十八年十二月二十二日）

（法律第百二十号）

第百六十五回臨時国会

第一次安倍内閣

教育基本法をここに公布する。

教育基本法

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 教育の目的及び理念（第一条―第四条）

第二章 教育の実施に関する基本（第五条―第十五条）

第三章 教育行政（第十六条・第十七条）

第四章 法令の制定（第十八条）

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓（ひら）く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条 すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

（私立学校）

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

（教員）

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その

職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（幼児期の教育）

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

（政治教育）

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

（宗教教育）

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

（教育行政）

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策

を策定し、実施しなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

5. 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(平成二年六月二十九日)

(法律第七十一号)

第百十八回特別国会

第二次海部内閣

改正 平成十一年七月一六日法律第八七号

同十一年七月一六日同第一〇二号

同十一年一二月二二日同第一六〇号

同十四年三月三一日同第一五号

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律をここに公布する。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(平一一法一六〇・一部改正)

(施策における配慮等)

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第三条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。)並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
 - 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
 - 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。
 - 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
 - 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

（都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準）

第四条 文部科学大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第一項に規定する体制の整備に関し望ましい基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（平一法一六〇・一部改正）

（地域生涯学習振興基本構想）

第五条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

- 2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 前項に規定する多様な機会（以下「生涯学習に係る機会」という。）の総合的な提供の方針に関する事項
 - 二 前項に規定する地区の区域に関する事項
 - 三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項
 - 四 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項
 - 五 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要事項
- 3 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。
 - 4 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、前項の規定による協議を経た後、文部科学大臣及び経済産業大臣に協議することができる。
 - 5 文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、都道府県が作成しようとする基本構想が次の各号に該当するものであるかどうかについて判断するものとする。
 - 一 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であって政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。
 - 二 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。
 - 三 その他文部科学大臣及び経済産業大臣が判断に当たっての基準として次条の規定により定める事項（以下「判断基準」という。）に適合するものであること。
 - 6 文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想につき前項の判断をするに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあっては前条第二項の政令で定める審議

会等の意見を、経済産業大臣にあっては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴くものとし、前項各号に該当するものであると判断するに至ったときは、速やかにその旨を当該都道府県に通知するものとする。

- 7 都道府県は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 8 第三項から前項までの規定は、基本構想の変更（文部科学省令、経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正）

（判断基準）

第六条 判断基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項
 - 二 前条第一項に規定する地区の設定に関する基本的な事項
 - 三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項
 - 四 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項
 - 五 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項
- 2 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めるに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあっては第四条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあっては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。
 - 3 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、判断基準の変更について準用する。

（平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正）

第七条 削除

（平一一法八七）

（基本構想の実施等）

第八条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を基本構想に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。
- 3 経済産業大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。
- 4 前二項に定めるもののほか、文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 5 前三項に定めるもののほか、文部科学大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しな

ければならない。

(平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

第九条 削除

(平一四法一五)

(都道府県生涯学習審議会)

第十条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(平一一法一〇二・旧第十一条繰上)

(市町村の連携協力体制)

第十一条 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

(平一一法一〇二・旧第十二条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二年七月一日から施行する。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

6. 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律施行令

(平成二年六月二十九日)

(政令第百九十四号)

改正 平成一二年二月一六日政令第四二号

同一二年六月七日同第三〇八号

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律施行令をここに公布する。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律施行令

内閣は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第五条第二項第四号、第四項第一号及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

(生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項第四号の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 法第五条第二項第三号に規定する民間事業者に対し、生涯学習に係る機会の提供を行うために必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
- 二 生涯学習に係る機会の提供に従事する者に対する研修を行うこと。
- 三 生涯学習に係る機会に関する広報活動を行うこと。
- 四 生涯学習に係る機会に対する需要に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域)

第二条 法第五条第五項第一号の政令で定める地域は、平成二年六月一日における東京都の特別区の存する区域、大阪市の区域及び名古屋市の区域とする。

(平一二政四二・一部改正)

(審議会等で政令で定めるもの)

第三条 法第四条第二項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

(平一二政三〇八・全改)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二年七月一日から施行する。

7. 丹波市自治基本条例

平成 23 年 12 月 22 日

条例第 52 号

改正 平成 26 年 1 月 24 日条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 基本理念及び基本原則（第 3 条・第 4 条）

第 3 章 市民の権利と責務（第 5 条―第 7 条）

第 4 章 情報の共有（第 8 条・第 9 条）

第 5 章 住民自治

第 1 節 住民自治（第 10 条―第 13 条）

第 2 節 コミュニティ（第 14 条）

第 6 章 参画と協働のまちづくり

第 1 節 参画と協働（第 15 条―第 19 条）

第 2 節 市民公益活動（第 20 条）

第 3 節 生涯学習（第 21 条）

第 7 章 住民投票（第 22 条）

第 8 章 市議会並びに市長及び市の職員の役割と責務

第 1 節 市議会（第 23 条・第 24 条）

第 2 節 市長及び市の職員（第 25 条・第 26 条）

第 9 章 市政運営

第 1 節 市政運営の基本方針（第 27 条―第 31 条）

第 2 節 行政運営（第 32 条―第 41 条）

第 10 章 連携（第 42 条）

第 11 章 条例の位置付け及び見直し（第 43 条・第 44 条）

附則

丹波市は、2004 年（平成 16 年）11 月に旧氷上郡の 6 町が合併して誕生しました。日本海にも瀬戸内海にもつながる分水界があり、豊かな山々が織りなす美しい景観や風土、独自の歴史を持つ地域です。近年発見された「丹波竜」化石は太古へのロマンをかきたて、新たなまちづくりのシンボルとなっています。

私たち丹波市民は、旧 6 町の特性を活かしつつ、心を合わせて、新市の基礎を築いていかなければなりません。それは、地方分権や地域主権の理念が具体化された市民主体のまちであり、市民一人ひとりの人権が尊重され多様性を認めて助け合うまちであり、そんな市民の信託に市議会や行政がしっかりと応えるまちです。私たちには、先人が築いてきた地域の環境や文化を守り、次世代に引き継いでいく責任があります。少子高齢化や産業構造の変化といった社会情勢に対応し、持続可能な丹波市を育むには、市民と市議会、行政との間で情報を共有し、対話を重ねて協働でまちづくりに取り組む必要があります。

私たちはここに、市政の基本理念や基本原則を定め、活力あるふるさとづくりを目指して市民、市議

会、行政それぞれが役割を発揮できる仕組みをつくるため、最高規範として丹波市自治基本条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、丹波市における自治の基本理念及び基本原則を示し市民の権利と責務並びに市議会及び市長等の役割と責務を明らかにし、市政運営の基本的な事項を定めることによって、市民自治を推進し、豊かな地域社会を創造することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- （1） 市民 市内に住所を有する人、働く人又は学ぶ人及び市内で事業活動を行う個人又は団体をいいます。
- （2） 市民団体 市民を主な構成員として自発的に形成され、公共的な課題に取り組む民間団体をいいます。
- （3） 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びにその補助機関をいいます。
- （4） 市 市議会及び市長等をいいます。
- （5） 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの一連の流れ全体に、市民及び市民団体が役割と責任を自覚して、自主的かつ主体的に関わることをいいます。
- （6） 協働 自治の推進のために市民及び市民団体と市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力・連携することをいいます。
- （7） まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組み及び活動をいいます。

第2章 基本理念及び基本原則

（自治の基本理念）

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念によって自治の確立を目指すものとします。

- （1） 市民一人ひとりの基本的人権が守られ、助け合いながら、安全・安心に暮らすことができることを目指した市政を行います。
- （2） 先人が築いてきた地域の歴史、文化及び自然環境を大切にし、地域の特性を伸ばしながら、次世代に引き継いでいきます。
- （3） 市は、適切な行財政運営及び議会活動を行うことで自治体としての自律性を確保し、国及び県と対等な立場で連携していきます。

（自治の基本原則）

第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本原則として、自治を推進するものとします。

- （1） 市民主体の原則 市民は自治の主体であり、主権者として市政に参画するとともに、市がその信託に適切に応えているか注視すること。
- （2） 情報の公開及び共有の原則 市政の情報が市民に公開され、地域課題に関する情報を市民と市において共有すること。
- （3） 補完性の原則 課題の解決にあたっては、より身近なところでの取組みを基本に、できないところを近隣、地域、市、県、国と順次補完していくこと。特に、市は、地域の決定を尊重し、支援し

ていくこと。

- (4) 協働の原則 公共的課題の解決にあたっては、市民及び市民団体並びに市それぞれが協働して取り組むこと。
- (5) 多様性尊重の原則 市民の多様性を尊重し、男女共同参画、多文化共生、ユニバーサル社会等の理念を踏まえながら、参画や協働の場及び機会を保障すること。

第3章 市民の権利と責務

(市民の権利)

第5条 市民は、年齢、性別、国籍、障がいのあるなし等にかかわらず一人ひとりが人間として尊重され、また、自治体における主権者として平等に市の施策や地域の自治活動、まちづくりに参加・参画する権利を持っています。

- 2 市民は、法に定めるところにより市長及び市議会議員を選挙する権利、選挙に立候補する権利、また条例の制定及び改廃、市長の解職、市議会の解散等の直接請求を行う権利を持っており、これを行行使することが保障されています。
- 3 市民は、市政に関する情報を知り、これを得る権利を持っています。
- 4 市民は、自ら主体性を保ち豊かな生活と地域社会へ寄与するため、生涯にわたり学ぶ権利を持っています。
- 5 市民は、市民としての権利を行行使するにあたって不当に差別的な取扱いを受けることがあってはなりません。

(市民の責務)

第6条 市民は、自治の担い手として市政運営に関心を持ち、また地域自治活動やまちづくりの担い手となることを通して市民自治の確立に努めなければなりません。

- 2 市民は、市政やまちづくりへの参画その他の権利の行使にあたっては、広い視野を持ち、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。
- 3 市民は、市政運営に伴う費用を応分に負担しなければなりません。

(事業者の役割と責務)

第7条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的な責務を自覚し、地域社会との調和を図り、住みよい魅力あるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとします。

- 2 事業者は、市民や市と連携、協働して地域課題の解決、災害時の相互支援等に取り組むものとします。

第4章 情報の共有

(情報の共有)

第8条 市は、公正で透明性の高い市政運営及び市民の参画を推進するため、別に条例で定めるところにより市政全般に関わる情報をすみやかに市民と共有しなければなりません。このため、市は、市政に関する情報を積極的に市民に公開し、提供するものとします。

- 2 市は、市民への情報の公開及び提供にあたっては、広報紙、ホームページその他多様な方法を活用し、可能な限り市民各層に届くよう努めるものとします。
- 3 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその持っている情報の提供を求め、取得する権利を持っています。

(個人情報保護)

第9条 市は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう別に条例で定めるところにより個人情報収集、利用、提供、管理等について厳正に取り扱わなければなりません。

2 市は、保管する個人情報について、市民が自己に関する情報の開示、訂正等を求める権利に対して必要な措置を講じなければなりません。

3 市長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、個人情報を一定の認証手続を経た団体等に提供することができます。

第5章 住民自治

第1節 住民自治

（住民自治のあり方・定義）

第10条 住民自治とは、共同体意識を持てる一定の地域において、市民が地域課題を解決し、よりよいまちをつくらうとする自主的かつ主体的な活動をいいます。

2 住民自治の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民団体、NPO、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者及びそれらで構成される住民自治組織であり、まちづくりに積極的に参加する個人も含まれるものとし、以下これらを「多様な主体」といいます。

（住民自治の原則）

第11条 住民自治活動は、多様な主体が参画し、それぞれの特性を理解し、及び協働して豊かな地域社会実現に取り組むよう努めるものとします。

2 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、尊重し、及び参加するよう努めるものとします。

3 市長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、公共の担い手として尊重するとともに、その活動に対して技術的支援、財政的支援その他必要な措置を講じなければなりません。

（住民自治組織）

第12条 市民は、地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組むために、概ね小学校区を単位とする地域内において、多様な主体で構成される住民自治組織（以下「自治協議会」といいます。）を設置することができます。

2 一つの地域では一つの自治協議会のみを設置することができます。

3 自治協議会は、当該地域のすべての住民及び自治会その他の団体を構成員とします。

4 自治協議会は、透明で民主的な運営を行わなければなりません。また、そのための規約及び組織を構成しなければなりません。

5 自治協議会は、自らが取り組む活動方針、内容等を定めた地域づくり計画の策定に努めるものとします。

6 自治協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進し、豊かな地域社会の実現に取り組むものとします。

7 市民は、地域社会の一員として自主的かつ主体的に自治協議会に参加し、相互の交流を深めながら地域課題の解決に向けて協働するよう努めるものとします。

8 自治協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

（行政の支援）

第13条 市長は、自治協議会の役割を認識するとともに丹波市を構成する一員として尊重し、その活動に対して地域特性を勘案した支援等必要な措置を講じるものとします。

第2節 コミュニティ

（コミュニティのあり方）

第 14 条 自治会は、暮らしやすい地域社会を築くため身近な範囲で市民により自主的につくられた基礎的自治組織（以下「コミュニティ」といいます。）として、市民生活に必要な諸活動に自発的に取り組むものとしします。

- 2 コミュニティは、多くの地域住民を構成員とする地域の総合的な自治組織としての役割と責任を自覚し、自治協議会の主たる担い手として参画するよう努めるものとしします。
- 3 市民は、地域に生活するものとしてコミュニティが行う自治の活動に積極的に参加し、交流しながら相互に助け合うとともに、地域の課題を共有し、解決に向けて取り組むよう努めるものとしします。
- 4 コミュニティは、住民の合意により透明かつ民主的に運営されなければなりません。
- 5 市は、コミュニティの果たす役割を認識するとともにその自主性・自律性を尊重し、活動支援、コミュニティ相互の連携促進等必要な措置を講じるものとしします。

第6章 参画と協働のまちづくり

第1節 参画と協働

（参加、参画の権利）

第 15 条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を持っており、互いの意見を尊重しながら責任ある行動により、まちづくりの推進に努めます。

- 2 市民は、まちづくりへの参加・不参加を理由として不利益を被ることはありません。
- 3 まちづくりは、年齢、性別、国籍、障がいのあるなし等の違いを超えてお互いに理解し、尊重し合いながら共に生きていくという考え方に基づいて行わなければなりません。
- 4 市民は、まちづくりにあたっては、公共の福祉、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければなりません。
- 5 市は、参画と協働を推進するにあたっては、市民の自主性を尊重しなければなりません。

（参加、参画の制度）

第 16 条 市は、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、市民の参画がなされるように配慮しなければなりません。

- 2 市は、前項を実現するために、あらゆる市民に等しく参画の機会を保障し、多様な意見を反映することに努めるとともに、高齢者、障がいのある人、女性等の参画に困難をかかえる人々の参画を阻害する要素を取り除く支援策を講じなければなりません。
- 3 市は、子どもや若者がまちづくりについて意見を表明できる機会を設けるよう努めるものとしします。
- 4 市は、市民の参画の機会を拡げるため、多様な手法をとるよう努めるものとしします。

（計画等への参画）

第 17 条 市長等は、総合計画をはじめとする市政に関する重要な計画及び条例等（以下「計画等」といいます。）の制定にあたり、意見を表明するなど市民が参画する機会を設けなければなりません。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

- 2 市長等は、前項の規定により政策の立案、実施及び評価の各段階において、継続的かつ多様な手段で市民の参画がなされるよう適切な措置を講じるものとしします。
- 3 市長等は、計画等を市民にはかるときは、適切な時期に、わかりやすく情報を提供し、パブリック

コメント、アンケート調査、説明会や公聴会の開催等多様な方法を提供するとともに、市民同士で意見交換ができる場の提供等の支援を行わなければなりません。

（審議機関への参画）

第 18 条 市長等は、条例で定める附属機関及び各種委員会、懇話会等（以下「審議機関」といいます。）の委員を選任するときは、市民の参画と多様性に配慮し、及び設置目的に応じた構成とし、原則としてその全部又は一部を公募による市民としなければなりません。

2 市長等は、審議機関の委員の選任手続について透明性を確保するよう努めなければなりません。

3 市長等は、法令又は条例等に特別の定めがあるものを除き、審議機関の会議、会議録及び会議資料を原則として公開しなければなりません。

4 市長等は、審議機関の会議を開催しようとするときは、会議名、開催日時、会場、議題、傍聴の方法その他必要な事項を事前に公表しなければなりません。

（まちづくりへの支援）

第 19 条 市長は、まちづくりを行う団体に対して、必要な支援を行うよう努めるものとします。

2 市長は、市民が自治の担い手であることを認識し、身近な地域課題の解決に向けた市民の提案を市政に反映するための仕組みを整えるものとします。

第2節 市民公益活動

（市民公益活動）

第 20 条 市民は、自発的かつ自主的な意志に基づき、広く市民生活の向上を目的とする非営利で公益的な活動（以下「市民公益活動」といいます。）を立ち上げ、又は参加することにより新しい公共の担い手として活動することができます。

2 市民公益活動は、多様な主体と積極的に協働し社会的課題の解決に向け行動するよう努めるものとします。

3 市は、市民公益活動の役割と主体性を尊重するとともに、研修の実施並びに情報及び活動拠点の提供その他活動を促進するために適切な措置を講じなければなりません。

4 市民公益活動の促進に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

第3節 生涯学習

（生涯学習）

第 21 条 市民は、豊かな人間性を育み、生活の充実や技能の向上などを図るとともに、市政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、生涯を通じてさまざまな学習を行う権利を持っています。

2 市長等は、市民の学習の機会を確保するとともに自主的な学習活動を支援するよう努めなければなりません。

3 市長等は、市民の学習権を保障するため、市民の参画のもとに生涯学習に関する計画を策定しなければなりません。

第7章 住民投票

（住民投票）

第 22 条 市長は、市政に関する重要事項について、広く市民の意思を確認する必要があると認めたときは、市議会の議決を経て、住民投票を実施することができます。

2 市長は、有権者がその総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関

する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければなりません。

- 3 住民投票に付することができる案件、投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。投票資格者を定めるにあたっては、定住外国人や未成年者に配慮するものとします。
- 4 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

第8章 市議会並びに市長及び市の職員の役割と責務

第1節 市議会

（市議会の役割と責務）

第23条 市議会は、法令で定めるところにより、市民の信託に基づき選ばれた市議会議員によって構成される市の意思決定機関です。

- 2 市議会は、市民の意思が市政に適正に反映されているかどうかを監視しなければなりません。
- 3 市議会は、原則としてすべての会議を公開し、意思決定過程を市民に透明にしなければなりません。
- 4 市議会は、市民との情報共有を図り、また、議決に関して市民に説明責任を果たすよう、開かれた議会運営に努めなければなりません。
- 5 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど立法機能及び政策立案機能の強化に努めなければなりません。
- 6 市議会の会議は、討論を基本とし、議決にあたっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければなりません。
- 7 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討、調査等の活動を行うとともに市民との対話の機会を設けなければなりません。
- 8 市議会の責務、活動等に関しては、別に定める条例によるものとします。

（市議会議員の役割と責務）

第24条 市議会議員は、市民の信託に応え、高い倫理性のもと、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福祉の向上を念頭におき行動しなければなりません。

- 2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければなりません。

第2節 市長及び市の職員

（市長の役割と責務）

第25条 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、市民全体の福祉の向上及び持続可能な地域社会の形成を目指し、公正かつ誠実に市民自治を基本とした市政運営を行わなければなりません。

- 2 市長は、丹波市の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を市民に明らかにするとともに、市域全体に心を配る市政を推進するものとします。
- 3 市長は、市長の補助機関が効率的に機能するよう指揮監督し、市の職員の育成及び能力の向上を図り、市民のための施策の遂行に努めるものとします。

（市の職員の責務）

第26条 市の職員は、市民全体のために、法令を遵守するとともに、創意工夫のもと、公平、公正、

誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

- 2 市の職員は、職務の遂行に必要な資質、知識、技能等の向上を目指し、研修等に積極的に参加するよう努めなければなりません。
- 3 市の職員は、市民の一員としての自覚を持ち、地域課題の把握及び解決に努めるとともに、自らも地域のまちづくり等に参加するよう努めなければなりません。
- 4 市の職員は、職務上知り得た情報については、細心の注意を持って扱わなければなりません。

第9章 市政運営

第1節 市政運営の基本方針

（市政運営の原則）

第27条 市は、常に次に掲げることを基本として市政運営を行います。

- （1） 本条例、各種法令規則及び総合計画に基づき、市民一人ひとりの人権を尊重し、民主的かつ公平・公正に行います。
- （2） コスト意識を持ち、効率的かつ効果的に行います。
- （3） 参画と協働の精神に基づき行います。
- （4） 市政に関する情報を市民と共有し、透明性の高い市政を推進します。
- （5） 長期的視点に基づき市政を運営します。

（総合計画）

第28条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために、長期的視点に立つ総合計画を策定しなければなりません。

- 2 総合計画は、丹波市の将来像である基本構想、これを実現するための方策を定める基本計画及び実施計画により構成されます。
- 3 総合計画は、市の政策の最上位計画であり、各分野別の計画は総合計画との整合をはからなければなりません。また、市長はこれに基づいた施策を遂行するとともに、適切な進行管理を行わなければなりません。
- 4 総合計画の基本構想の策定にあたっては、市議会の議決を経なければなりません。
- 5 総合計画の策定及び進行管理にあたっては、広く市民の参画を得るものとします。
- 6 市長は、総合計画について、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行わなければなりません。

（行政組織）

第29条 市の組織は、社会情勢や行政課題に的確に対応できるよう、柔軟で、効率的かつ機能的に編成されなければなりません。

- 2 市の組織は、効果的な情報伝達等を行い、効率的に意思決定できるようにするとともに組織間の連携及び協力態勢を構築し、市政の効率的運営及び市民サービスの向上に努めなければなりません。
- 3 市の組織は、各部署が責任を持って施策を遂行し、最大限の効率を図るため、権限委譲を旨とします。
- 4 市長は、職員及び組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び適材適所の人材配置に努めなければなりません。

（財政運営）

第 30 条 市長は、予算の編成にあたっては、当年度の施策の方針を明確にし、最小の経費で最大の効果が上げられるように努めなければなりません。

2 市長は、予算の編成方針及び編成過程並びに決算について、市民が理解できるよう分かりやすい方法で公開しなければなりません。

3 市長は、予算編成にあたっては、総合計画に基づかなければなりません。

（財政計画）

第 31 条 市長は、計画的かつ健全な財政運営を図るため、資産及び負債、行政コストその他多様な指標により財政状況を的確に把握するとともに、社会経済情勢の動向を踏まえた中期的な財政見通しを作成しなければなりません。

2 市長は、前項の財政状況及び財政見通しを作成したときは、所見を付して、すみやかに公表しなければなりません。

第2節 行政運営

（政策法務）

第 32 条 市は、市民の要望、行政課題等に対応するため、自ら責任を持って法律等を解釈し、条例、規則等の整備及び体系化を進めるなど自治権を活用し、積極的な法務行政を推進しなければなりません。

（法令遵守、公益通報）

第 33 条 市は、常に法令を遵守し、市政を公正に運営しなければなりません。

2 市長は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報について必要な措置を講じなければなりません。

3 市の職員は、公正な市政を妨げ、市に対する市民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは、その事実をすみやかに通報しなければなりません。

4 正当な公益通報を行った職員は、そのことを理由に不当な扱いをされることのないよう保障されなければなりません。

5 公益通報に関して必要な事項は、別に規則で定めます。

（説明責任）

第 34 条 市長は、市民に対し、市政に関する政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しについて各段階における意思決定過程の情報及び結果の事実を分かりやすく説明しなければなりません。

（応答責任）

第 35 条 市長等は、市民からの意見・要望・提案、苦情等があった場合は、すみやかに事実関係を調査し、誠実に対応し、必要な措置を講じなければなりません。

2 市長等は、要望及び苦情の対応を迅速かつ適正に行うために記録を作成し、整理し、保存しなければなりません。

（行政手続）

第 36 条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保及び透明性の向上を図らなければなりません。

（行政評価）

第 37 条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を進めるため、市の政策等について行政評価を実施し、市民にわかりやすく公表しなければなりません。

2 市長等は、前項の評価結果について、政策、予算、事務事業及び組織の改善等に反映させるよう努めなければなりません。

3 市長等は、行政評価を行うにあたっては、市民の参画を求めるものとします。

（外部監査）

第 38 条 市長等は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関による監査を実施し、その結果を公表しなければなりません。

（広報・広聴）

第 39 条 市は、市政運営のための情報については市民に対して積極的な広報を行い、また、市民からの意見、提案等を求めなければなりません。

2 市は、広報・広聴を実施するにあたっては、多様な手段をとるとともに、わかりやすく表現するものとします。

（パブリックコメント）

第 40 条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し広く市民の意見を聴かなければなりません。

2 市長等は、前項により提出された市民の意見を尊重し、意思決定に反映するとともに、提出された意見に対する考え方を公表しなければなりません。

3 パブリックコメントに関して必要な事項は、別に条例等で定めます。

（危機管理）

第 41 条 市は、災害等から市民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するため、関係機関及び他の自治体との協力及び連携により、災害等の事態に備える総合的かつ機動的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければなりません。

2 市は、災害等に備え、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集、訓練等を行わなければなりません。また、災害時に被害を可能な限り減らすよう、事前の対応を充実させるよう努めなければなりません。

3 市民は、災害等の発生時においては、自らを守る努力をするとともに、その役割の重要性を認識し、相互に協力して災害等に対応しなければなりません。

第 10 章 連携

（連携）

第 42 条 市は、国及び県と対等な立場で、補完性の原則に基づいた適切な役割分担を行いながら、連携及び協力して市民自治の確立に努めなければなりません。

2 市は、他の地方公共団体と共通する課題に対しては、関連する当該地方公共団体と積極的に連携及び協力して、その解決や問題の発生予防に努めなければなりません。

3 市は、国際社会に果たす役割を自覚し、人権尊重や多文化共生、平和の維持の理念を掲げつつ、広く国際社会との交流及び連携に努めるものとします。

第 11 章 条例の位置付け及び見直し

（条例の位置付け）

第 43 条 この条例は、丹波市の最高規範であり、市は、他の条例、規則、規定及び各種基本計画等の制定、改廃及び運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合を図るものとします。

（条例の見直し）

第 44 条 市は、この条例が社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとします。

2 市長は、前項に規定する検証及び見直しを行うにあたっては、市民の意見を反映するために必要な措置を講じなければなりません。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

（丹波市自治基本条例審議会条例の一部改正）

2 丹波市自治基本条例審議会条例（平成 21 年丹波市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「策定、審議、」を削る。

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とする。

附 則（平成 26 年 1 月 24 日条例第 1 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

8. 生涯学習推進への取り組み

〔丹波市における取り組み〕

H16.11 丹波市合併

旧氷上郡教育委員会は「丹波市教育委員会」に改称

教育委員会に「社会教育部社会教育課」新設

旧町ごとにあった公民館は、社会教育部に並列した公民館として設置

H19.4 「丹波市中央公民館」新設

地域ごとに設置した公民館は、中央公民館の分館となる

H23.4 「丹波市生涯学習センター」新設

教育委員会社会教育部社会教育課を廃し、「教育部教育総務課」新設

丹波市中央公民館を廃し、まちづくり部に「丹波市生涯学習センター」新設

補助執行機関として、教育委員会から市長部局に社会教育事業の一部を移管

H27.4 「丹波市市民活動課」新設

丹波市生涯学習センターを廃し、生涯学習係と旧地域協働課地域協働係による「市民活動課」を新設し、芸術文化係とスポーツ推進係による「文化・スポーツ課」を新設

〔国・兵庫県における取り組み〕

S40 ユネスコの成人教育に関する会議において、生涯学教育の考え方を提唱

S41 (国) 中央教育審議会が後期中等教育の拡充整備について答申学校中心の教育観から脱して、一生を通じての教育という観点をもつべきと主張

S44 (県) 高齢者の体系的な学習機会を提供するため「兵庫県いなみ野学園」開設

S46 (国) 社会教育審議会答申「急激な社会構造に対処する社会教育の在り方について」日本で初めて公的な立場から生涯教育の概念提起

S51 ユネスコ総会において「成人教育の発展に関する勧告（ナイロビ宣言）」が採択

S54 (県) 「県立嬉野台生涯教育センター」開設

S56 (国) 中央教育審議会答申「生涯教育について」

各人が自発的意思に基づき学習することを基本とし、生涯を通じて行う生涯学習の考え方を取り上げる

S60 ユネスコの成人教育に関する会議において、「学習権宣言」採択

S60～62 (国) 臨時教育審議会 4 次にわたり答申「生涯学習社会の実現」「個性重視の原則」「国際化、情報化などの変化への対応」教育改革の 3 つの基本理念として提言
“生涯教育”を“生涯学習”という表現に統一

学習したことが適切に評価される「生涯学習体系への移行」を提言

S63 (国) 文部省社会教育局が「生涯学習局」に改組

H2 (国) 中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」

生涯学習は、生活・職業上の向上や自己充実をめざし、自発的意思に基づいて行うことを基本とした、生涯学習推進上の留意点と基盤整備のあり方を提示

H2 (国) 「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」制定

- 都道府県の役割として、生涯学習推進体制の整備、地域生涯学習振興基本構想の策定等を規定
- H2 (国) 社会教育審議会を廃し「生涯学習審議会」設置
- H3 (県) 「兵庫県生涯学習審議会」設置
- H3 (国) 中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」
学校の役割や学習の成果を評価する生涯学習社会について
- H4 (国) 生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興について」
家庭、学校、行政などに対して生涯学習振興の取り組みを呼びかける
- H5 (県) 兵庫県生涯学習基本構想「明日を拓く生涯学習」策定
- H6 (県) 「ひょうご生涯学習推進計画」策定
- H8 (国) 生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会充実方策について」
学校週5日制への対応を求め、「学舎融合」の考え方を提示
- H9 (国) 生涯学習審議会概要提出「生涯学習の成果を生かすための方策について」
学習成果を様々な方法と場で積極的に生かしていくことは、学習者自身にとっても、また、地域社会や産業界にとっても次のような点で極めて有意義であるとのまとめ
- H10 (国) 生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について」
社会教育への住民参加の推進を提唱
- H11 (国) 生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす―生涯学習の成果を生かすための方策について」
①「地域社会の発展に生かす」
②「ボランティア活動に生かす」
③「個人のキャリア開発に生かす」
- H11 (国) 生涯学習審議会答申「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ―青少年の「生きる力」をはぐくむ地域社会の環境の充実方策について―」
「生きる力」の育成法として、地域での試行錯誤的な体験が有効であるとし、そのための体験機会の提供、新たな人材・組織の参加促進等を提言
- H12 (国) 生涯学習審議会答申「家庭の教育力の充実等のための社会教育行政の体制整備について」
社会教育における家庭の教育力の充実と、子どもたちの奉仕活動・生活体験活動充実のための学校教育との連携を提言
- H12 (国) 生涯学習審議会答申「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」
学習者がより主体的に学習する環境の整備（情報リテラシーの学習機会・研修体制の整備、生涯学習関連施設の情報化推進等）を提言
- H13 (国) 社会教育法改正
①家庭教育の向上のための社会教育行政の体制の整備
②ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の促進
③社会教育主事の資格要件の緩和

④社会教育行政と学校教育との連携の確保及び家庭教育の向上への配慮に関する規定を置く

- H13 (県)「新兵庫県生涯学習推進計画」策定
兵庫県が重点的に実施する生涯学習に関する施策を示す
- H15 (県)「兵庫県における包括的な生涯学習システム—関係機関の共同で実現するあらゆる県民のための生涯学習基盤の整備」策定
生涯学習を通じ、地域社会の共同利益の実現への参画と協働など市民の創造性が発揮できる社会をめざす
- H16 (国)中央教育審議会生涯学習分科会報告「今後の生涯学習の振興方策について」
生涯学習社会は、教育・学習に対する個人の需要と社会の要請のバランスを保ち、人間的価値の追求と職業的知識・技術の習得の調和を図りながら、これまでの優れた知識、技術や知恵を継承して、それを生かした新たな創造により、絶えざる発展を目指す社会という基本的な考え方を示す
- H18 (国)教育基本法改正 第3条に「生涯学習の理念」新設
(生涯学習の理念)
第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。
- H20 (国)中央教育審議会答申「新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策について」
～知の循環型社会の構築を目指して～
自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」を構築することは、持続可能な社会の基盤となり、その構築にも貢献するものとの考えを示す
- H20 (国)中央教育審議会答申「教育振興基本計画について—「教育立国」の実現に向けて—」
図書館、博物館、公民館、体育館等の設置管理、教育・文化・スポーツ等に関する各種事業の実施等を担うことを求めた、地方公共団体における役割を明記



丹波市生涯学習基本計画

発行：丹波市まちづくり部市民活動課

平成 27 年 4 月

〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地

TEL0795-82-0409 FAX0795-85-4370